

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員
処遇改善計画書(令和 5 年度)

1 基本情報<共通>

フリガナ	シャカイフクシホウジンミギワカイ		
法人名	社会福祉法人みぎわ会		
法人所在地	〒 677-0064	兵庫県西脇市八坂町213-1	
フリガナ	ウスイヨシカズ		
書類作成担当者	臼井好和		
連絡先	電話番号	0795-22-1358	E-mail

【本計画書で提出する加算】※取得予定の加算について「○」、取得しない加算について「×」を記入してください。	介護職員処遇改善加算 (処遇改善加算)	☐	介護職員等特定処遇改善加算 (特定加算)	☐	介護職員等特定処遇改善加算 (特定加算)	☐
---	------------------------	-----------------------	-------------------------	-----------------------	-------------------------	-----------------------

2 賃金改善計画について<共通>

- ・本計画書に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)そのほか、令和5年度(2)、2(3)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たさない。
- I【処遇改善加算】介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ることを要する。
- II【特定加算】介護職員及びその他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ることを要する。
- III【ベースアップ等加算】介護職員及びその他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ることを要する。
- IV【全加算】処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること。

(1) 加算額を上回る賃金改善について(全体)

取得予定の加算の合計	
① 令和 5 年度の加算の見込額	57,049,560 円
② 賃金改善の見込額 (①の加算の見込額を上回ること)	76,576,939 円

(2) 加算額を上回る賃金改善について(内訳)

		要件 I	
		処遇改善加算	特定加算
① 令和 5 年度の加算の見込額		37,437,960 円	12,430 円
② 賃金改善の見込額 (①の各加算の見込額を上回ること)	(a)	54,975,247 円	(b) 13,829 円

【記入上の注意】

- ・(a)には、処遇改善加算の算定により実施される介護職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入してください。
- ・(b)には、特定加算の算定により実施される介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入してください。
- ・(c)には、本計画書5(1)に記入した介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額の合計が自動的に転記されます。
- ・(a)～(c)は、それぞれ別の加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めた金額を記入してください。

(3) 加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

- ・上記に加えて、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを下欄へのチェックボックスで記入してください。

☒ 処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	← ☐ 要件IV
---	------------------------------

※「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「加算取得年度の賃金の総額」を除いた額と、②「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、①の額が②の額を上回ることを要する。ただし、加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げないことをいう。実績報告書では、これらの影響を考慮し、利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金下がった場合に限り届け出ることとされている。

3 介護職員処遇改善加算の要件

(1)賃金改善を行う賃金項目及び方法について

①処遇改善加算による賃金改善の見込	
②賃金改善実施期間	
賃金改善を行う給与の種類	☒ 基本給 ☐ 手当(新設)
具体的な取組内容	☒ (当該事業所における賃金改善) 就業規則の見直し ☐ (賃金改善に関する規定内容)
	常勤介護職員 ・毎年、月額平均3,000円の昇給 ・さらに手当として月額20,000円
	賞与 ・毎年、非常勤介護職員 ・毎月、時給10円の昇給を実施 ・さらに手当として月額20,000円
	※前年度に提出した計画書から(上記取組の開始時期)

(2) キャリアパス要件

- ・ 次の要件について いずれかを満たすこと 該当する場合チェック(✓)

キャリアパス要件Ⅰ	次のイからハまでの	のすべて又は職務内容等に
イ	介護職員の任用における職位、職責	すべての基準を満たす。
ロ	イに掲げる職位、職責又は職務内容	職務内容等の要件を定め
ハ	イ、ロについて、就業規則等の明確な	にも適合するを定めて

キャリアパス要件		次のイとロ両方の	
イ	介護職員の職務内容等を踏まえ、介護研修の実施又は研修の機会を確保する。	☐	①
	イの実現のための具体的な取組内容（該当する項目した上で、具体的に記載）	☒	②
ロ	イについて、全ての介護職員に周知し、経験が3年以上の介護職員（福祉士合格者）に対し、実務研修の機会を確保し、取得のための支援の実施を行う。		

キャリアパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の							
イ	介護職員について、経験若しくは資格を有している。						
	<table border="1"> <tr> <td>☒</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>③</td> </tr> </table>	☒	①	☐	②	☐	③
☒	①						
☐	②						
☐	③						
	具体的な仕組 するもの全て ること。） ① ② ③						
ロ	イについて、全ての介護職員に周知し						

※キャリアパス要件Ⅲを満たす(加算Ⅰを算定する、
た場合には速やかに提出できるよう、適切に保管す

五、遇改

プゴとの

認しており、
A) の特定
換・技能に
算による平
バ(B)の平
対象とする
を申請す

善の見違

金改善客

改善を実現
グループに

職別	員數
總務課長	1人
庶務課長	1人
秘書課長	1人
財政課長	1人
建設課長	1人
衛生課長	1人
教育課長	1人
農林課長	1人
商工課長	1人
交通課長	1人
社會課長	1人
文化課長	1人
體育課長	1人
青年課長	1人
婦女課長	1人
兒童課長	1人
老人課長	1人
殘障課長	1人
其他	1人
合計	17人

友善額の計算による

たす賃金

込額(月額)
のみ記

項目及組織

5 年

チェック(✓)

において、

6 雇

【処遇】

- ・ 雇
- ・ た

【特定】

- ・ 雇
- ・ ア
- ・ い

入職促

けた取

資質の
キャリア
に向け

両立交
様な優
推進

腰痛を
身の健

生産性
ための
善の取

やりか
がいの

7 要

- ・ 以

✓加

✓処

✓加

✓キ

(※

✓労

他の

✓労

本計

※各証明

※本表

る場合

計

るこ

令

！

【雇】

【雇】

【雇】

【雇】

【雇】

【雇】

【雇】

【雇】

【雇】

【雇】

【雇】

【雇】

【雇】

【雇】

【雇】

【雇】

【雇】

【雇】

【雇】

の取組

（）を

行

入職促

生産性

特定加

進に

上の

算と

策・仕組

らない幅

組の実

専門性

るマネシ

の高

メン

相談の

実、事

の希望

の所

の充実

ソフト等

めの休

介

の等

の労務

もの

の軽減

の気

や住民

提供

供

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

(確

・
※空

(2)
(3)

(1)
(2)

(1)
(2)
(3)

(1)
(2)

如 装

○
○
○
○

○
○
○
○

○
○
○
○
○
○
○

○
○
○

○

○

別紙様式2-2 介護職員処遇改善加算（施設・事業所別個表）

法人名	社会福祉法人みぎわ会
-----	------------

処遇改善加算額（見込額）の合計【円】（別紙様式2-1 2(2)②に転記）	37,437,960
--------------------------------------	------------

介護保険事業所番号		指定権者名		事業所名		サービス名	一月あたり介護報酬総単位数【単位】 (a)	1単位あたりの単価【円】 (b)	処遇改善加算				算定対象月 (d)	処遇改善加算の見込額【円】 (a×b×c×d)	
									新規・継続の別	算定する処遇改善加算の区分	加算率 (c)				
				都道府県	市区町村										
1	2871800047	兵庫県	兵庫県	西脇市	西脇市	特別養護老人ホームみぎわ園	介護老人福祉施設	3,263,763	10.00	継続	加算Ⅰ	8.3%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	32,507,040	
2	2871800047	兵庫県	兵庫県	西脇市	西脇市	特別養護老人ホームみぎわ園	(介護予防)短期入所生活介護	283,805	10.00	継続	加算Ⅰ	8.3%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	2,826,720	
3	2871800138	兵庫県	兵庫県	西脇市	西脇市	デイサービスセンターナオミ館	通所介護	17,362	10.00	継続	加算Ⅰ	5.9%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	122,880	
4	2871800344	兵庫県	兵庫県	西脇市	西脇市	みぎわ園ヘルパーステーション	訪問介護	120,520	10.00	継続	加算Ⅰ	13.7%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,981,320	
5												令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)			
6												令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)			
7												令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)			
8												令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)			
9												令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)			
10												令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)			
11												令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)			
12												令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)			
13												令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)			
14												令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)			
15												令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)			

16														令和 年 月～令和 年 月（ ヶ月）	
17														令和 年 月～令和 年 月（ ヶ月）	

別紙様式2-3 介護職員等特定処遇改善加算(施設・事業所別個表)

法人名	社会福祉法人みぎわ会
-----	------------

特定加算(見込額)の合計[円](別紙様式2-1 2(2)②に転記)	12,430,320
-----------------------------------	------------

[illegible]

別紙様式2-4 介護職員等ベースアップ等支援加算（施設・事業所別個表）

法人名	社会福祉法人みぎわ会
-----	------------

ベースアップ等加算（見込額）の合計[円]（別紙様式2-1 2(2)②に転記）	7,181,280,000
--	---------------

介護保険事業所番号				事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり 介護報酬 総単位数 【単位】 (a)	1単位あ たりの単 価[円] (b)	新規・ 継続 の別	加 算 率 (i)	算定対象月 (m)	介護職員等ベ ースアップ等支 援加算の見込額 (a×b×i×m) [円]
介護保険事業所番号				都道府県	市区町村								
1	2871800047	兵庫県	兵庫県	西脇市	西脇市	特別養護老人ホームみぎわ園	介護老人福祉施設	3,263,763	10.00	継続	1.6%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月（ 12 ヶ月）	6,266,400
2	2871800047	兵庫県	兵庫県	西脇市	西脇市	特別養護老人ホームみぎわ園	（介護予防）短期入所生活介護	283,805	10.00	継続	1.6%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月（ 12 ヶ月）	544,920
3	2871800138	兵庫県	兵庫県	西脇市	西脇市	デイサービスセンターナオミ館	通所介護	17,362	10.00	継続	1.1%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月（ 12 ヶ月）	22,920
4	2871800344	兵庫県	兵庫県	西脇市	西脇市	みぎわ園ヘルパーステーション	訪問介護	120,520	10.00	継続	2.4%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月（ 12 ヶ月）	2,470,800
5											令和 年 月～令和 年 月（ ヶ月）		
6											令和 年 月～令和 年 月（ ヶ月）		
7											令和 年 月～令和 年 月（ ヶ月）		
8										令和 年 月～令和 年 月（ ヶ月）			
9										令和 年 月～令和 年 月（ ヶ月）			
10										令和 年 月～令和 年 月（ ヶ月）			
11										令和 年 月～令和 年 月（ ヶ月）			
12										令和 年 月～令和 年 月（ ヶ月）			
13										令和 年 月～令和 年 月（ ヶ月）			
14										令和 年 月～令和 年 月（ ヶ月）			
15										令和 年 月～令和 年 月（ ヶ月）			
16										令和 年 月～令和 年 月（ ヶ月）			
17										令和 年 月～令和 年 月（ ヶ月）			
18										令和 年 月～令和 年 月（ ヶ月）			
19										令和 年 月～令和 年 月（ ヶ月）			